

京 都 大 学 寄 附 金 事 務 取 扱 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略) (受入れの決定) 第5条 部局の長は、寄附金の申込みがあったときは、本学の教育研究上有意義であり、かつ、本来の教育研究に支障がないと認められるものについて、受入れを決定するものとする。 2 前項の受入れを決定するに当たっては、あらかじめ当該部局の教授会又はこれに代わる<u>機関</u>の議を経るものとする。</p> <p>(中 略) (礼状の送付) 第7条 総長は、寄附金が本学に納付されたときは、寄附者に<u>礼状</u>を送付するものとする。 (寄附金の使途変更等) 第8条 (略)</p>	<p>(受入れの決定) 第5条 (同 左) 2 前項の受入れを決定するに当たっては、あらかじめ当該部局の教授会又はこれに代わる<u>機関</u> (以下「<u>教授会等</u>」という。)の議を経るものとする。</p> <p>(礼状等の送付) 第7条 総長は、寄附金が本学に<u>入金</u>されたときは、寄附者に<u>礼状及び領収証書</u>を送付するものとする。 (寄附金の使途変更等) 第8条 (同 左) (<u>募集による寄附金</u>) 第9条 部局の長は、本学の教育研究上有意義と認めるときは、<u>当該部局の教授会等の議を経て、寄附金を募集することができる。</u> 2 <u>前項の募集を行うことを決定したときは、速やかに総長に報告するものとする。</u> 3 <u>寄附金の募集は、その趣意、募集の方法その他必要な事項を明示して行うものとする。</u> (<u>募集による寄附金の受入れ等に関する事務の取扱</u>) 第10条 <u>前条の規定による寄附金の申込み及び受入れ等に関する事務の取扱いは、第4条、第5条第2項及び第6条第2項の規定にかかわらず、当該部局の長が定めるところによることができる。</u> <u>この場合において、当該部局の長は、受入れを決定した寄附金について、教授会等に報告するものとする。</u></p>
<p>(その他) 第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、総長が別に定める。</p>	<p>(その他) 第11条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、総長が別に定める。 附 則 この規程は、平成19年2月5日から施行する。</p>